

西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて

学 校 給 食 課

令和 4年 9月 日
(2022年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市学校給食費条例施行規則の作成について (依頼)

下記規則について作成して下さるよう依頼します。

記

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市学校給食費条例施行規則（平成24年西宮市規則第46号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

- 2 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に実施される学校給食に係る給食費の額は、零とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる保護者等から徴収する給食費の額に対しては、適用しない。

- (1) 西宮市就学奨励金規則（平成20年西宮市教育委員会規則第10号）第2条第1項に規定する就学奨励金の給付を受けている保護者等
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である保護者等（当該保護者等に係る児童又は生徒について教育扶助その他これに相当するものが行われていない者を除く。）
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定に基づき兵庫県から経費の支弁を受けている保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号又は第2号に掲げる場合に該当して経費の支弁を受けている場合（特別支援学校の高等部に在学する生徒について同号に掲げる場合に該当して経費の支弁を受けている場合を除く。）に限る。）
- (4) その他市長が定める保護者等

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

物価高騰による生活への影響を緩和するための子育て世帯への経済的支援として、給食費の保護者負担を軽減するため。

西宮市学校給食費条例施行規則

沿革

平成26年3月28日 規則47号 [1]

平成27年2月5日 規則45号 [2]

令和元年11月22日 規則21号 [3]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市学校給食費条例（平成24年西宮市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(保護者に準じる者)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 成年に達した生徒にあっては、その者の就学に要する経費を負担する者
- (2) その他市長が認める者

(給食費の額)

第4条 給食費の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食あたりの給食費の額に、1年度当たりの学校給食の回数を乗じて得た額とする。

- (1) 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部 250円
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程並びに特別支援学校中学部及び高等部 297円

[2] [3]

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により、別表に掲げる区分の給食が実施されなかった場合にあっては、同項の規定により算定された額から、当該区分の給食に要する費用に相当する額に当該区分の給食が実施されなかった回数を乗じて得た額を控除した額を給食費の年額とする。

3 1年度当たりの学校給食の回数は、187回を基準として、学校長が定める。

(給食費の納付期限)

第5条 条例第4条に規定する日は、次のとおりとする。ただし、当該日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。

4月分及び5月分 6月18日

6月分 7月18日 [3]

7月分及び9月分 10月18日 [3]

10月分及び11月分 12月18日

12月分及び1月分 2月18日

2月分及び3月分 4月4日

[1] [3]

2 市長は、保護者等が前項に規定する日までに給食費を納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

(給食費の減免)

第6条 条例第5条の規定による給食費の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 災害等により財産に被害を受けたため、給食費を納付する資力を失ったとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第5条の規定による給食費の減額又は免除を受けようとする者は、西宮市学校給食費減免申請書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日西宮市規則第47号〔1〕）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の給食費について適用し、平成25年度分以前の年度分の給食費については、なお従前の例による。

付 則（平成27年2月5日西宮市規則第45号〔2〕）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の給食費の額について適用し、平成26年度分以前の年度分の給食費の額については、なお従前の例による。

付 則（令和元年11月22日 規則21号〔3〕）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| |
|-------------------|
| 牛乳 |
| 牛乳以外の乳飲料 |
| 牛乳及び牛乳以外の乳飲料以外の給食 |
| 全て |

学校給食費単価表 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)

(1) 小学校、義務教育学校前期課程

| | |
|---|------|
| 保護者等が西宮市就学奨励金規則に基づく就学奨励金の給付を受けている児童 | 250円 |
| 保護者等が生活保護制度の適用を受けている児童(当該児童の教育扶助(給食費)の支給を受けていない場合を除く) | 250円 |
| 児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている児童 | 250円 |
| 上記以外の児童 | 0円 |
| 教職員等 | 250円 |

(2) 中学校、義務教育学校後期課程

| | |
|---|------|
| 保護者等が西宮市就学奨励金規則に基づく就学奨励金の給付を受けている生徒 | 297円 |
| 保護者等が生活保護制度の適用を受けている生徒(当該生徒の教育扶助(給食費)の支給を受けていない場合を除く) | 297円 |
| 児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている生徒 | 297円 |
| 上記以外の生徒 | 0円 |
| 教職員等 | 297円 |

(3) 特別支援学校

| | | | |
|--|---|---------|------|
| 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき兵庫県教育委員会が定める支弁段階 (下記の生徒を除く) | 1 | 小学部 | 250円 |
| | 2 | 中学部・高等部 | 297円 |
| | | 小学部 | 250円 |
| 児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている生徒 | 3 | 中学部 | 297円 |
| | | 高等部 | 0円 |
| | | | 小学部 |
| 児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている生徒 | | 小学部 | 250円 |
| | | 中学部・高等部 | 297円 |
| 教職員等 | | | 297円 |